

令和2年度 和歌山県建設業界技術力向上支援補助金 募集要領

令和2年4月3日制定

【趣旨】

県内の建設企業等に所属する技術者の技術力向上に取り組む団体を支援し、公共工事の品質を確保し、良質な社会資本の整備に資することを目的に、講習会等開催事業及び資格取得講習会等技術者参加事業を行う団体に対して、予算の範囲内でその費用の一部を補助する。

【定義】

「県内の建設企業等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 和歌山県建設工事入札参加資格を有し、和歌山県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）を有する者
 - (2) 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者
- 「公益法人」とは、公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人をいう。

【補助対象団体】

補助対象となる者は、次に掲げるいずれかに該当する団体とする。

- (1) 建設業を主として営む公益法人又は特例民法法人から移行した一般社団法人等のうち和歌山県内に主たる事務所を置く団体
- (2) 20者以上の県内の建設企業等で構成される団体

【補助対象事業】

令和2年度内に実施される次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 講習会等開催事業

補助対象団体が、県内の建設企業等に所属する技術者の技術力向上のために、当該技術者を対象に自ら主体となって講習会等を実施する事業

(年間20名以上が参加するものに限る。)

- (2) 資格取得講習会等技術者参加事業

補助対象団体が、県内の建設企業等に所属する技術者に次に掲げる資格を取得させるために、公益法人、特例民法法人から移行した一般社団法人等又は公共法人が主催する講習会

等へ当該技術者を参加させる事業

(年間20名以上を参加させるもので、かつ知事が認めるものに限る。)

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監理技術者となり得る1級国家資格

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく1級建築士

【補助の対象とならない事業】

国、県、その他の公的機関から既に補助金等の交付又は支援を受けている事業、または今後受ける予定がある事業は補助の対象とならない。

【補助の対象となる経費】

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な次に掲げる経費のうち、領収書等により支出の証明ができるものに限る。実績報告書提出の際、経費支出を証明する領収書等の写しの添付を求めるため、必ず領収書等を徴取し保管すること。

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
講習会等開催事業	謝金	講師謝金
	旅費	講師旅費
	庁費	会場等借上料、印刷製本費、教材費
	委託費	事業の一部を委託する経費
資格取得講習会等技術者参加事業	庁費	受講料、教材費

また、講習会等開催事業の完了により受講料等収入がある場合は、これを補助対象経費から減額し、交付申請すること。ただし、申請時において受講料等収入が明らかでないものについては、この限りではないが、この場合、受講料等収入について、補助金の額の確定に当たって減額を行う。

【補助金の額】

補助率及び補助限度額は次のとおりとし、算出額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

なお、補助金の交付申請額の総額が予算額を超えた場合は、交付決定額は補助限度額を大きく下回ることがある。

また、資格取得講習会等技術者参加事業については、1人あたり年1回、1団体での申請とする。

補助対象事業	補助率	補助限度額
講習会等開催事業	2分の1以内	25万円以内
資格取得講習会等技術者参加事業	2分の1以内	1人当たり5千円以内 かつ1団体当たり15万円以内

【申請手続き】

補助対象事業の実施にあたり補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体は、所定の申請書及び関係書類を和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に持参又は郵送により提出すること。

【申請受付期間】

令和2年4月8日（水）から令和2年5月15日（金）までの土日祝日を除く9時から17時まで（12時から13時の間は除く。）とする。

【審査方法】

申請受付期間終了後、直ちに申請関係書類により書面審査を行い、補助金の交付の決定を行う。
なお、必要に応じて追加資料を求める場合やヒアリングを実施する場合がある。

【交付決定前着手の届出】

補助金交付決定前に事業に着手する場合には、補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

【交付の条件】

- (1) 補助金の交付申請時において講習会等開催事業の完了による受講料等収入が明らかでないものについては、補助金の額の確定に当たって減額を行うこととする。
- (2) 当該補助事業の完了した日から15日経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更又は経費配分の変更、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書又は補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付決定後の事情により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。
- (5) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行状況について、知事から要求があった場合は、速やかに補助事業遂行報告書を知事に提出しなければならない。
- (7) 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

【その他】

資格取得講習会等技術参加事業について、受講者の資格試験の受講状況及び資格取得状況について報告を求める場合がある。

【書類の提出部数】

書類の提出部数は1部とする。

【申請書提出先及び問い合わせ】

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 企画調査班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-441-3082 FAX 073-428-1810

※問い合わせ：9時から17時まで（12時から13時の間は除く。）